

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00038 沿革 (略) <u>平成29年9月8日 一部改正</u></p> <p>限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00038 沿革 (略)</p> <p>限度額設定型貿易保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>第1条～第6条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p>	
<p>(保険の地位等譲渡に係る承認申請)</p> <p><b>第7条</b> 被保険者は、約款第38条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第5 - 1による限度額設定型貿易保険保険契約上の地位譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款第39条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第5 - 2による限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保険の地位等譲渡に係る承認申請)</p> <p><b>第7条</b> 被保険者は、約款第37条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第5 - 1による限度額設定型貿易保険保険契約上の地位譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款第38条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第5 - 2による限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	
<p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p><b>第8条</b> 被保険者は、約款第41条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第6 - 1による限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(質権等設定の承諾申請等)</p> <p><b>第8条</b> 被保険者は、約款第40条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第6 - 1による限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>第9条～第14条 (略)</p>	<p>第9条～第14条 (略)</p>	
<p><u>(決済期限前の請求)</u>  <b>第15条</b> 被保険者は、約款第25条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第14による限度額設定型貿易保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>		
<p><u>(回収協力義務の履行状況の報告)</u>  <b>第16条</b> 被保険者は、約款第30条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第15による限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。                  2 (略)                  3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して約款第30条第4項に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったとき、又は、日本貿易保険が貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069）第11条第2号から第5号までに基づく報告を指示した場合は、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。                  4 (略)</p>	<p><u>(回収協力義務の履行状況の報告)</u>  <b>第15条</b> 被保険者は、約款第29条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第14による限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。                  2 (略)                  3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して約款第29条第4項に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったとき、又は、日本貿易保険が貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069）第11条第2号から第5号までに基づく報告を指示した場合は、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。                  4 (略)</p>	
<p><u>(回収金の納付)</u>  <b>第17条</b> 被保険者は、約款第31条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第16による</p>	<p><u>(回収金の納付)</u>  <b>第16条</b> 被保険者は、約款第30条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第15による</p>	

新	旧	備考
<p>限度額設定型貿易保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>限度額設定型貿易保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p><b>(回収に要した費用の負担)</b></p> <p><b>第18条</b> 約款第32条第2項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、別紙様式第17による限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>(回収に要した費用の負担)</b></p> <p><b>第17条</b> 約款第31条第2項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、別紙様式第16による限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p><b>(相殺)</b></p> <p><b>第19条</b> 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金又は回収費用に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金又は回収費用に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</p> <p>2 前項に基づき相殺する場合において、両債権が異なる通貨建てのときは、表示通貨と異なる通貨建ての債権は、その額が確定した日における約款第37条第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</p>	<p><b>(相殺)</b></p> <p><b>第18条</b> 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金又は回収費用に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金又は回収費用に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</p> <p>2 前項に基づき相殺する場合において、両債権が異なる通貨建てのときは、表示通貨と異なる通貨建ての債権は、その額が確定した日における約款第36条第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</p>	
<p><b>(権利行使等の委任)</b></p> <p><b>第20条</b> 被保険者は、約款第29条第1項又は第35条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別紙様式第18-1による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状又は別紙様式18-2による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状(保険金請求前)に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p><b>(権利行使等の委任)</b></p> <p><b>第19条</b> 被保険者は、約款第28条第1項又は第34条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別紙様式第17-1による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状又は別紙様式17-2による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状(保険金請求前)に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	

新			旧			備考																																													
<p>(指示書)</p> <p><b>第21条</b> 日本貿易保険は、約款第29条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をするを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第23条第1項の規定に基づき別紙様式第18-1による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。<u>ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。</u></p> <p>二～三 (略)</p>			<p>(指示書)</p> <p><b>第20条</b> 日本貿易保険は、約款第28条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をするを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第23条第1項の規定に基づき別紙様式第17-1による限度額設定型貿易保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>二～三 (略)</p>																																																
<p>(回収納付金の返還請求)</p> <p><b>第22条</b> 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第19による限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>			<p>(回収納付金の返還請求)</p> <p><b>第21条</b> 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第18による限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>																																																
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成29年10月2日から実施する。</u></p>																																																			
<p>別表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>14</u></td> <td>限度額設定型貿易保険損失発生確認申請書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td><u>15</u></td> <td>限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td><u>16</u></td> <td>限度額設定型貿易保険回収金通知書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td><u>17</u></td> <td>限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td><u>18</u> - 1</td> <td>限度額設定型貿易保険権利行使等委任状</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td><u>18</u> - 2</td> <td>限度額設定型貿易保険権利行使等委任状 (保険</td> <td>1 (1)</td> </tr> </tbody> </table>			様式番号	提出書類	提出部数		(略)		<u>14</u>	限度額設定型貿易保険損失発生確認申請書	1 (1)	<u>15</u>	限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	<u>16</u>	限度額設定型貿易保険回収金通知書	1 (1)	<u>17</u>	限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書	1 (1)	<u>18</u> - 1	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1 (1)	<u>18</u> - 2	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状 (保険	1 (1)	<p>別表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>14</u></td> <td>限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td><u>15</u></td> <td>限度額設定型貿易保険回収金通知書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td><u>16</u></td> <td>限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td><u>17</u> - 1</td> <td>限度額設定型貿易保険権利行使等委任状</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td><u>17</u> - 2</td> <td>限度額設定型貿易保険権利行使等委任状 (保険</td> <td>1 (1)</td> </tr> </tbody> </table>			様式番号	提出書類	提出部数		(略)		<u>14</u>	限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	<u>15</u>	限度額設定型貿易保険回収金通知書	1 (1)	<u>16</u>	限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書	1 (1)	<u>17</u> - 1	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1 (1)	<u>17</u> - 2	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状 (保険	1 (1)	
様式番号	提出書類	提出部数																																																	
	(略)																																																		
<u>14</u>	限度額設定型貿易保険損失発生確認申請書	1 (1)																																																	
<u>15</u>	限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)																																																	
<u>16</u>	限度額設定型貿易保険回収金通知書	1 (1)																																																	
<u>17</u>	限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書	1 (1)																																																	
<u>18</u> - 1	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1 (1)																																																	
<u>18</u> - 2	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状 (保険	1 (1)																																																	
様式番号	提出書類	提出部数																																																	
	(略)																																																		
<u>14</u>	限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)																																																	
<u>15</u>	限度額設定型貿易保険回収金通知書	1 (1)																																																	
<u>16</u>	限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書	1 (1)																																																	
<u>17</u> - 1	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1 (1)																																																	
<u>17</u> - 2	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状 (保険	1 (1)																																																	

新			旧			備考
19	金請求前) 限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書	1 (1)	18	金請求前) 限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			
別表2～別表3 (略)			別表2～別表3 (略)			